

電波監理審議会（第1078回）議事録

1 日時

令和2年6月16日（火） 16：00～17：03

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、長田 三紀、
林 秀弥、日比野 隆司

(2) 審理官

藤田 和重、長屋 文裕

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

谷脇 康彦（総合通信基盤局長）、田原 康生（電波部長）、
今川 拓郎（総務課長）、布施田 英生（電波政策課長）、
熊谷 友成（基幹・衛星移動通信課基幹通信室長）

（情報流通行政局）

吉田 真人（情報流通行政局長）、吉田 博史（官房審議官）、
湯本 博信（総務課長）、塩崎 充博（放送技術課長）、
井幡 晃三（地上放送課長）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項（総合通信基盤局） 無線設備規則の一部を改正する省令案（VHF帯加入者系無線システム の高度化に向けた制度整備） （諮問第19号）	1
(3) 諮問事項（情報流通行政局） 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案 （諮問第20号）	10
(4) 報告事項（情報流通行政局） FMラジオ放送の終了	18
(5) 閉 会	23

開 会

○吉田会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会します。

新型コロナウイルス感染症の感染対策の継続が要請されていることに鑑み、本日の6月期定例会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書きに基づき、委員全員がWebによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項2件、報告事項1件となっております。

諮問事項（総合通信基盤局）

（1）無線設備規則の一部を改正する省令案（VHF帯加入者系無線システムの高度化に向けた制度整備

（諮問第19号）

○吉田会長 それでは、審議を開始します。諮問第19号、無線設備規則の一部を改正する省令案（VHF帯加入者系無線システムの高度化に向けた制度整備）について、熊谷基幹通信室長から説明をお願いします。

○熊谷基幹通信室長 基幹通信室の熊谷でございます。よろしくお願ひいたします。諮問第19号としまして、無線設備規則の一部を改正する省令案の概要について御説明いたします。本省令案は、VHF帯加入者系無線システムの高度化に向けた制度整備を行うものでございます。

2ページをご覧ください。「システムの概要」についてご説明いたします。

現行のVHF帯加入者系無線システムは、臨時回線、山岳部・離島などのルーラルエリア等へ固定電話回線などを提供するため運用しており、現在全国で9

2局が存在しています。今般、情報通信審議会において効率的な周波数の利用の面からデジタル化とともに高度化する技術的条件の検討がなされたものです。運用シーンとして、図のとおり、加入者電話やアナログ専用線などの固定的運用で1年中サービス提供するもの、山小屋の公衆電話などの期間限定運用するものがあります。どちらも見通し外での通信もあり、数十kmでの通信を行うものでございます。現在運用形態が「固定」を基本に「移動」もあることを踏まえ、高度化する本システムについても同様な運用を行うものです。

続きまして、3ページに移りまして、ここでは、本システムに求められる高度化技術について御説明します。求められる技術としては、大きく分けて3つあります。

1つ目は、高出力増幅器などの歪みを補償するなどの技術を適用し、帯域外漏洩電力を抑制する狭帯域化技術でございます。こちらは、256QAMの変調方式に必要な信号対雑音比であるS/Nを確保することによって、幅を広げることなく所要の伝送を実現するものです。

2つ目は、周波数利用効率を高めるため、現行の周波数分割複信方式であるFDDから時分割複信方式であるTDDを採用するものでございます。これにより、従来電話回線3回線であったものが、4回線まで可能となるものです。

3つ目は、適応変調技術でございます。通信距離が数十kmに渡るため、山間部や海上や見通し外も含まれ、多様な伝搬環境であることから、この環境の状態の変動を吸収できるよう、変調多値数を自動的に変更するものでございます。また、変調多値数を少なくすることにより、フェージングや干渉の耐性の向上にもつながります。これらの技術については、情報通信審議会において、必要な技術的検討が行われ、本年3月に技術的条件の一部答申がなされたものでございます。

続きまして、4ページに移りまして、主な技術基準について、御説明いたし

ます。表は、技術基準をまとめたものでございます。その中で赤字になっているものが、無線設備規則に規定するものになっております。無線周波数帯については、既存システムと同じ、54～65MHzです。通信方式については時分割複信方式であるTDD、変調方式については適応変調となりますが、他に特筆すべきものを挙げて説明します。アナログ方式との比較ですが、空中線電力については、20Wから10Wへ、占有周波数帯幅の許容値については、120kHzから110kHzへといずれも減少しています。表の下から6つ目、5つ目にあります、帯域外領域のスプリアスが10μW以下へ、スプリアス領域の不要発射については、25μW以下へとなっています。また、チャンネル漏洩電力については、既存システムのアナログの基準にはなく、今回の高度化にあたって、技術基準を規定することになっております。無線設備規則の改正内容としては、2GHz帯の陸上移動業務の無線局というのが規定されていて、これは2GHz帯ルーラル加入者無線というのがありますが、その規定されている第5章第4節の22の箇所に、周波数帯2GHz帯というのを60MHz帯及び2GHz帯に改め、陸上移動業務の無線局から無線局へ変更するものでございます。また、改正に当たっては、第49条の24の5を新設し、60MHz帯の無線局の無線設備に係る技術基準を規定することとしております。

続きまして、5ページに移りまして、意見募集の結果について御説明いたします。今回の省令案につきましては、4月末から1か月半ほどのパブリックコメントを実施いたしました。その結果でございますが、個人からの意見が提出されましたので、御紹介いたします。

アマチュア無線局により通信を行っている方でございまして、本システムの周波数帯よりも低い50～54MHzで電離層による反射により遠方や海外の通信や放送の電波による影響など、その逆の海外から日本への影響を心配され

たコメントでした。これに対しては、技術基準については、隣接する周波数帯との共用を考慮して検討し、影響を与えることはないと考えているという回答を行いまして、案の修正は行わないということとさせていただきたいと思えます。

本省令改正につきましては、本日御答申を頂けた場合には、速やかに改正する予定でございます。施行の日は公布の日とする予定でございます。

以上が本諮問の内容の御説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○吉田会長 御説明どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から御質問、御意見等ございましたら、よろしくをお願いいたします。いかがでしょうか。どなたかございませんでしょうか。

○日比野委員 それでは、日比野ですけれども、よろしいですか。

N T T東西がユニバーサルサービスの提供の一環で行う高度化ということで、基本的には大変結構で、進めていただければと思います。今回このタイミングとなったのは、導入する高度化技術というのが整ったという、そういうタイミングであったという理解でよろしいでしょうか。

○吉田会長 総務省のほうからお答えいただけますでしょうか。

○熊谷基幹通信室長 今回こういった技術が整ったということもございますが、かなりこのシステムがアナログで老朽化もしているところがございます、更新する必要に迫られていたという状況でございます。

○日比野委員 分かりました。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○日比野委員 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。兼松でございます。先ほどのこのような局

は92局というふうに伺いましたけれども、今後これは、増えていく傾向があるのでしょうか。例えば山小屋に設置する例が増えるとか、あとは逆にルーラルエリアに関しましては特にこれ以上増えることはなく逆に減っていくのかとか、今後の運用の傾向についてお聞かせいただけますでしょうか。

○熊谷基幹通信室長 お答えいたします。ルーラルエリアのこういった電話回線については、実はこの60MHz帯以外に2GHz帯など他の周波数でのシステムを運用されておりまして、今回伺っているところでは、2GHz帯を用いているシステムをこの周波数帯に移行するという計画がありますので、今回御説明したこの60MHz、VHF帯のシステムというのは、今後その移行に伴って増加が見込まれます。ただ、ルーラルエリア全体で増加するかどうかというのは分かりませんが、このシステムについては増加する予定でございます。

○吉田会長 兼松先生、よろしいでしょうか。

○兼松代理 臨時で置いている山小屋なんかはどうなんでしょうか。また新しい山小屋に設置するとかそういう傾向はあるのでしょうか。

○熊谷基幹通信室長 今のところ、新たに山小屋に設置するという計画はないと聞いております。

○兼松代理 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 よろしいでしょうか。長田でございます。高度化するということは大切なことだと思っております。それで、今回はユーザーの皆さんは特に負担なくNTTのほうで、機器の更改ですかね、何か工事が必要な場合もそれは負担してもらえるんだという話はお伺いしたんですけれども、そのことをきちんとユーザーの皆さんにも丁寧に伝えていただける……、ユーザー数がそう多くはないので何か大ごとになるということはないかもしれませんが、こういうシステムの変更のときなんかには消費者被害が結構起こりやすいので、特に宅内

の電話機などには何の影響もないんだということも含めて伝えていただければいいなと思いますので、それはNTT東西さんをお願いするということになると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○熊谷基幹通信室長 お答えいたします。今般のシステムの更新に伴って、加入者側の皆さんの御負担というのは一切ないところでございますけれども、今御意見頂きましたように、それがちゃんと周知徹底が図られるよう私どもも努力していきたいと思っております。

○吉田会長 ありがとうございます。

林委員のほうからはいかがでしょうか。

○林委員 特にございませぬ。ありがとうございます。

○吉田会長 それでは、吉田のほうから少しお伺ひさせていただければと存じます。

1点目は、2ページの説明等を伺ひていまして、先ほども日比野委員からございました通り、本件はユニバーサルサービスの提供に向けた取組の一環だと理解はしたんですけれども、それに関連しましてふと思ひ出しましたのは、昨年の5Gの電波割当ての際に5Gの特定基地局の開設計画の認定申請がございましたけれども、そのときの比較審査基準の中に「不感地域人口の解消人数がより大きいこと」という審査項目があったことです。すなわち、認定時から5年後における不感地域人口の人数をどれくらい解消できるかという項目が比較審査基準に挙がっていたのですが、結果的に複数の事業者から、ある意味携帯でユニバーサルサービスを実現する、すなわち不感地域人口を完全に解消しますという提案が出てきました。

5年後なのですぐには達成できないかなとは思ひますけれども、何となく、今回の取組とちょっと似たところがあるなと感じました。そういう意味では携

帯事業者等との連携を図るとかいうことはないのでしょうか。あるいは、これらはやっぱり別々の問題であって、別々に取り組まれていくものなのでしょうか。その点についてお伺いさせていただければと存じます。

○田原電波部長 すみません、電波部長の田原でございます。担当の基幹通信室の担当より広いと思いますので、私のほうからお答えさせていただければと思います。今、吉田会長から御指摘のあったとおり、携帯電話会社との連携ということで、先の5Gの割当てのときで、御指摘のとおりに、KDDIと楽天でしたか、2023年までにエリア外人口をゼロにしますというような形で御提案いただいています。それはしっかり進めていくようにという形にはなるかと思えます。

また併せて、今年の電気通信事業法の改正の中で、黒電話のユニバーサルサービスの維持の関係で、要は、やはり今回この無線システムが対象としているような山間地等でメタルの回線が維持できなくなった場合、携帯電話会社の回線を活用して黒電話サービスを行うというようなことを可能とする電気通信事業法の改正案が国会を通過して成立しております。

ですので、今こちらについては、施行に向けて関係のそういった回線を使う場合の品質の関係の技術基準とか、どういった地域でそういうことを認めるのかといった省令の整備についての検討を進めているところでございますけれども、こちらにつきましては年度明け、来年度当初ぐらいには法律の施行、関係省令も同時の施行ができると思いますので、それが施行されますと、携帯電話ネットワークを使って黒電話サービスを提供することも可能となります。ですので、携帯電話会社のネットワークを使ったというか、携帯電話会社と連携したというか、活用した形でのこういう電話回線の提供も可能となるというものです。

こちらはこちらで先ほどの臨時回線とか、いざというときにはなかなか回線を

設置できないとか、あるいは携帯電話も必ずしもオールマイティーではございませんので、そういったところに対応するためにこういった無線システムを用意しておくことは大事かと思えますけれども、そういうことで携帯電話を活用できるところについては携帯電話を活用してそういうサービスを提供するというのも進んでいくと考えております。

以上でございます。

○吉田会長 御説明大変ありがとうございました。大変よく分かりました。今後そういった形の連携が進められていく可能性があるかと理解いたしました。

あとは、ささいな点を2点ほど追加でお伺いさせていただきたいと思えます。まず1点目は、3ページのところで狭帯域化技術の御説明をいただきました。すなわち、3ページの左側の図面ですが、120kHz幅の5つの波が並んでいます。その下に、10kHzずつ狭帯域化された110kHz幅の波が5つ並んでおります。これの意味するところですが、実際上は5波すべての隙間を詰めることにより、トータル50kHzがまとまって空くと理解してよろしいのでしょうか。そうすると、多数のキャリアに適用すれば、1つのキャリアあたり10kHz空くことから、場合によっては新たなキャリアが追加できる可能性が生じます。そういうふうに理解してよろしいのでしょうかというのが1点目です。

それから、2点目は、最後の5ページのところでパブリックコメントについて御説明いただきましたけれども、この提出された意見は、いわゆる電離層のスプラディックE層によって電波が飛び過ぎるということを懸念されていると理解いたしました。すなわち、総務省の考え方では、隣接の周波数との共用検討については言及されているんですけども、提出された意見では、距離的に離れた同一周波数の信号が干渉するいわゆる同一チャンネルの干渉を危惧されているように思えます。つきましては、それに対するお答えとして、この総務

省の考え方でよろしいのでしょうかというのが2点目の質問でございます。

以上でございます。

○熊谷基幹通信室長 ありがとうございます。お答えいたします。

1つ目なんですけれども、これ、10kHz間が空くんですが、ここは他のシステムを入れたりとか詰めたりということは予定していないということで、相互のチャネル同士の間が空くので、お互いの影響が少なくなるという効果がございます。

また2つ目でございますが、事業者によれば、必要に応じ伝搬実験を行って置局を進めるものと聞いておまして、そのときにこういった懸念についての実験も行われるものと考えております。

○吉田会長 1点目はよく理解できました。

2点目は、じゃ、実験的にやった結果、あまりこういう危惧されたようなことは起こらないというふうな形で判断されたと理解してよろしいのでしょうか。

○熊谷基幹通信室長 実験についてはまだ行ってなくて、置局を具体的にしていくなかで事業者が行っていくものでございます。ですから、これから行う。それぞれの置局場所ごとに検討されるものと理解しております。そういった実験の趣旨につきまして、このパブリックコメント回答に記載漏れのため、加筆・修正する方向で検討したいと思っております。

○吉田会長 分かりました。このシステムが認定された暁にはスムーズに導入されるようお願いできればと存じます。

それでは、ほかの委員の先生方から追加の御質問等ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、特にないようでしたら、諮問第19号につきましては、諮問のとおりに改正することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 4人の先生それぞれから異論ないというお声が聞こえましたので、それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。

諮問事項（情報流通行政局）

（1）基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案

（諮問第20号）

○吉田会長 それでは、皆様おそろいのようなので、審議を再開いたします。諮問第20号「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案」につきまして、塩崎放送技術課長から御説明をお願いいたします。

○塩崎放送技術課長 放送技術課の塩崎でございます。諮問第20号の説明資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず1ページ目を御覧いただければと思います。本件は、本年3月の情報通信審議会の答申を受けまして、FM同期放送に係る技術基準を整備するために、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更するものでございます。

それでは、2ページ目以降の参考資料のほうで諮問の概要及び変更の概要について御説明をさせていただきます。

3ページ目を御覧いただければと思います。まず諮問の概要でございます。FM放送用周波数帯につきましては、コミュニティ放送局の急増やFM補完中継局の導入等によりまして、FM放送局への新たな周波数割当てが困難な状況になりつつございます。このひっ迫状況の緩和に向けまして、同一周波数の利用を可能とする同期放送技術の普及が期待されているところでございます。

昨年6月より情報通信審議会におきまして、FM放送用周波数帯域における同期放送の導入に係る技術的条件について検討を行っていただきまして、今年3月に一部答申を頂いたところでございます。

今般、この答申を受けまして、FM同期放送の実施に係る技術基準を整備するために、基幹放送用周波数使用計画の一部変更を行うものでございます。

変更の概要でございますが、具体的には、FM同期放送を実施する際の要件となります搬送用周波数の差と最大周波数偏移の差を基幹放送用周波数使用計画に規定するものでございます。

それでは、4ページ目を御覧いただければと思います。ここでは、FM同期放送について御説明をいたします。FM同期放送とは、FM放送において複数の送信所から同じ周波数を用いて同じ番組を放送することをいいます。

下の図は、左側の送信所Aと右側の送信所Bから同じ周波数で放送をしている同期放送のイメージ図でございます。この図におきまして、送信所Aからの放送区域と送信所Bからの放送区域が重なる茶色で塗られたエリア、ここでは送信所AとBの双方からの放送波が到来するため、それぞれの放送波の周波数がずれていたりしますと、受信障害が発生し、ラジオの音声が聴き取りにくい状況が発生いたします。

そのため、同期放送では、この茶色のエリアで受信障害を低減するために、送信所AとBからの放送波の周波数を精密に管理・安定化させる必要がございますが、昨今の技術の向上によりましてそれが可能となり、同期放送を導入しやすくなったところでございます。具体的には、2つの送信所からの放送波について、搬送周波数の差と最大周波数偏移差を既定値以内に抑える必要がございます。

次、5ページ目を御覧いただければと思います。ここに示しました表の右側の赤色で囲った部分が、今年3月の情報通信審議会で答申を頂いたFM同期放

送の技術的条件の概要でございます。同期放送を行うFM放送局の技術的条件としましては、従来のFM放送局の基準に加え、表中赤字で記載しています基準をさらに満たす必要がございます。この赤字で記載した部分が今回の基幹放送用周波数使用計画の変更事項ということになります。

それでは、6ページ目を御覧いただければと思います。今回の告示変更案につきまして、4月25日から5月29日まで意見募集を行った結果について御説明いたします。個人の方から5件の意見の提出がございました。

表の左側の欄に意見のナンバーを振ってございますが、1-1から1-3までの3件の意見につきましては、本案への賛同意見でございました。なお、1-3の意見の後半部分において、V-Low、V-Highマルチメディア放送跡地の利用についての御意見を頂いてございますが、この御意見につきましては今回の意見募集の対象ではありませんので、総務省の考え方としまして、今後の施策の参考とさせていただく旨を記載してございます。

次に2-1の御意見についてでございます。こちらも1-3の後半部分の御意見と同様、V-Low帯域の利用についての御意見でございますので、総務省の考え方といたしまして、今後の施策の参考とさせていただく旨を記載してございます。

次、7ページ目に移ります。3-1の御意見でございます。1行目の終わりの部分のところになりますが、隣接県の放送局の周波数と同一または隣接する周波数で放送を行い、隣接県のラジオが聴けなくなる懸念があるとの御意見を頂きました。この懸念についてですが、地上波テレビをデジタル化した際、周波数を効率的に利用するため、チャンネルプラン等によりまして隣接県の地上波テレビが見えなくなったということを事例に挙げて、今般の同期放送の導入によって、FM放送局についても、放送区域外ではございますが、隣接県のFM放送局と同一の周波数が割り当てられることにより、たまたま聴こえていた

隣接県のFM放送が聴けなくなるおそれがあるということを懸念されているものと思われま

この御意見につきましては、今般の同期放送の技術基準に関する規定の整備には直接関係ない御意見ではございますが、同期放送を導入しましても、新しく置局する放送局につきましてはこれまでどおり近隣の既存放送局との混信検討を行った上で周波数を割り当てますので、隣接県のFM放送局と同一の周波数が割り当てられることはないと考えてございます。

したがいまして、既存局の聴取は従来どおり可能でありますので、総務省の考え方のところでございますが、なお書きとしまして、御懸念の点につきましては、同期放送を実現する上でも、現行規定と同じく既存局と混信が発生しないよう、適切に周波数割当てを実施すると記載してございます。

以上が提出された意見に対する総務省の考え方でございますが、これらの意見を踏まえた告示案の修正はないと考えてございます。

それから、次の8ページ目、こちらは参照条文、それから、9ページ目は諮問書となりますので、説明のほうは割愛させていただきたいと思

10ページ目以降が告示の変更案になります。

では、11ページの新旧対照表を御覧いただければと思います。下線を引いている部分が、今回諮問をさせていただく変更案でございます。先ほど御説明いたしましたとおり、FM同期放送を実施する際の要件となります搬送周波数の差と最大周波数偏移の差を規定しているところでございます。今回の変更案につきましては、答申を頂きましたら、速やかに基幹放送用周波数使用計画を変更する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願

○吉田会長 御説明どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に対しまして、委員の皆様方から何か御質問、御意見等ございましたら、

お願いいたします。

○林委員 林でございます。ご説明ありがとうございました。本案につきましては結構なことだと存じますが、関連して、一点、質問がございます。説明資料1頁、スライドですと3頁の「諮問の概要」のところで、「近年、災害時のラジオの重要性が増す一方で」とございますが、これに関連して、1点お教えいただきたい点がございます。災害時の臨時災害放送局による同期放送については、現状どのようになっているのでしょうか、というのが質問でして、と申しますのも、発災地域が広範囲にわたる場合は、追加的に補完中継局を設置する必要がございますが、本日ご紹介いただきましたような「FM同期技術」があると、親局と中継局で同じ周波数を利用できるので、臨時災害放送局の早期立ち上げが可能となると思われるのですが、この点、災害時の臨時災害放送局によるFM同期放送の検討状況につきまして、ご教示いただけましたら幸いです。

以上です。

○塩崎放送技術課長 林先生、御質問どうもありがとうございます。臨時災害放送局への同期放送技術の導入でございますが、今のところは入ってございません。今後どういうふうにするかということはあると思いますが、現時点では、臨時災害放送局は親局1局といったところがほとんどでございます。今後中継局等を置いていく場合には同期放送を入れていくかどうかということは今後の検討ということになると思います。

○林委員 ありがとうございます。おそらく各地方でいろいろ災害の状況が異なりますので、各地方総通局のほうで検討するというのも一案かなと思った次第です。どうもありがとうございました。

以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ほかの委員の先生方からはいか

がでしょうか。

○日比野委員 すみません、日比野です。1つ質問させていただいてよろしいでしょうか。シンプルな質問なんですけれども、FM放送局用の周波数がひっ迫した状況があるということですから、この同期放送の導入によりまして、このひっ迫状況がどの程度緩和されるのでしょうか。新しい申請に対して大きく緩和されるという理解でよろしいでしょうか。

○塩崎放送技術課長 日比野先生、御質問どうもありがとうございます。今回の同期放送でございますが、既に放送ネットワークを構築しております既存の放送事業者にとりましては、あえて同期放送を導入する必要は少ないといったところがあります。ただし、広範囲のエリアを同一周波数でカバーできるようになることから、例えば自動車等で広範囲を移動するようリスナーにとっては、周波数を変えることなく同一の番組を聴取できるといったメリットがありまして、これらをメリットと感じる放送事業者は導入する可能性があるというところでございます。

また、先生御質問の今後につきましては、例えばAM放送事業者のFM放送への転換を含めFM中継局を導入するような放送事業者、こちらにつきましてはなるべく同期放送を導入するということにさせていただこうかとは思ってございます。定量的にどのぐらい周波数のひっ迫が緩和できるのかという点につきましては、今後の新しい中継局を導入したいという放送事業者の数にもよるため、定量的な評価は難しいところでございます。

○日比野委員 すみません、ありがとうございました。

○吉田会長 ただいまの日比野委員からの御質問へのお答えを拝聴していただきまして再確認なんですけれども、そういたしますと、既存のFM放送事業者はあえてこの同期放送のシステムを導入する必要は現時点では少ないということで、むしろこれからエリアを拡大したいとか、あるいは新規の事業者がこれからエ

リア展開する際に利用していただくことが想定されているという理解でよろしいのでしょうか。

○塩崎放送技術課長 吉田会長、御質問どうもありがとうございます。先生のおっしゃるとおりでございます。基本的には今後導入していくということになります。ただ、先ほど申し上げましたように、同期放送を導入することによってメリットがあるといった事業者は、既存の事業者であっても導入していく可能性はあるというところでございます。

○吉田会長 よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の先生方からいかがでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。兼松でございます。今回同期放送を導入されるようになったのは主に技術の進歩で導入しやすくなったという御説明がありましたけれども、それ以外にむしろ同じ放送局で同じ周波数を使っていないというのはどういう理由があるのでしょうか。

○塩崎放送技術課長 兼松先生、御質問どうもありがとうございます。FM放送はアナログ方式を使っておりますので、アナログ方式の場合はやはり混信への耐性が弱いため、混信を避けるために隣接地域では周波数を離して放送を行っていたところでございます。今回技術の進歩によって同期放送も可能ということですので、なるべく複数の周波数ではなく同一の周波数を使って周波数の有効利用を図っていただける、そういうことができるような状況になってきたといったところでございます。

○兼松代理 ありがとうございます。よく理解できました。

○吉田会長 ただいまの兼松会長代理からの御質問に関連いたしまして、こういった5ページに記載の高度な放送局の周波数管理技術が実現できるようになった理由というのは、具体的にどういう技術が使えるようになったからなんでしょうか。その辺り、具体的な技術例を参考までにお伺いできればと存じます。

○塩崎放送技術課長 吉田会長、御質問どうもありがとうございます。まず1つは、同期を取るということで時間を合わせるというところが非常に重要だということで、現在GPSの信号を用いて非常に高精度な形で同期を取ることができるようになったという点と、あとは、やはり搬送周波数の差とか最大周波数偏移の差をきちんとある規定の範囲内で抑えることができるといった、そういった技術ができるようになったといった点かと思っております。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

長田委員からはいかがでしょうか。

○長田委員 長田からは特にございません。ありがとうございます。

○吉田会長 ありがとうございます。では、ほかの委員の先生方から追加で何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、特にございませんようでしたら、諮問第20号は諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 全員の皆様から結構ですということのお返事を頂戴いたしましたので、それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

○塩崎放送技術課長 どうもありがとうございました。

報告事項（情報流通行政局）

(1) FMラジオ放送の終了

○吉田会長 それでは、次に報告事項になりますが、FMラジオ放送の終了に

つきまして、井幡地上放送課長から御説明をお願いいたします。

○井幡地上放送課長 地上放送課長の井幡です。私からは、FMラジオ放送の終了につきまして御報告をさせていただきます。

資料の1ページです。今般、新潟県民エフエム放送及びRadio NEOの2社のFMラジオ放送事業者が、この6月末をもって放送を終了することとなりました。

それぞれの事業者の概要です。まず、新潟県民エフエム放送は、新潟県を放送対象地域とする放送事業者で、2000年12月に開局しました。経営状況については、2019年3月期の収支は経常利益、当期利益とも黒字でした。他方、資産については、債務超過の状況でした。

次に、Radio NEOは、名古屋市等を放送対象地域とし外国語放送を実施している放送事業者で、2014年4月に開局しました。経営状況については、2019年3月期の収支は経常利益、当期利益とも黒字でした。他方、資産については、こちらも同じく債務超過の状況となっております。

両社とも、損益計算書では黒字でしたが、いずれの事業者も売上高のかなりの部分を主要株主に依存している状況でした。今般、この主要株主2社が、これ以上広告出稿を継続するのは困難であるため、放送を終了したいという申し出があったものです。

この2社とも、前回の再免許の際に債務超過の状況でしたので、主要株主2社から財務的な支援をするという文書を提出していただいた経緯があります。こうした経緯もあり、私どもからは、さらなる広告出稿の可能性について確認を行いました。両社とも、これ以上継続するのは困難ということで今般の放送終了に至りました。

次のページ、参考1です。両社ともこの3月末に放送終了の告知を実施しております。

参考2は、この2社がラジオ放送事業者の番組系列の中でどこに位置づけられるかを示したものです。

私からの御報告は以上です。

○吉田会長 御説明どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から何か御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○林委員 それでは、林でございます。よろしいでしょうか。

○吉田会長 お願いいたします。

○林委員 林でございます。このような閉局はたいへん残念でございますが、やむをえないものと存じます。一点、確認させていただきたい点がございます。Radio NEOのほうですが、こちらは、開局が2014年4月ということで、比較的、最近ですが、平成30年のときの基幹放送局の一斉再免許のときに、この会社の「事業収支見積り」につきましても再免許時の審査事項に含まれていたと存じますが、そのときに総務省としてどのような審査がなされたのか、念のため、ご教示いただけましたら幸いです。

以上です。

○井幡地上放送課長 御質問ありがとうございます。前回の再免許時におきましても、貸借対照表では、引き続き債務超過の状況が続いていました。他方、損益計算書に関しましては、親会社からの広告出稿がある前提でこの5年間は事業継続が可能であるという見立てをしていたところでした。これに関しては、親会社の名前で文書が提出されておりますので、私どもとしましては、それを前提として免許することが適当と考えたところでした。

今般のFMラジオ放送の終了は、この前提が当時とは変わってきたということで、私どもとしても残念ですが、やむを得ないものと考えているところです。

○林委員 ありがとうございます。当時と前提状況が変わったということで、

よく理解できました。ありがとうございました。

○吉田会長 ほかの委員の先生方からいかがでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。兼松でございます。このR a d i o N E Oの周波数79.5については、前もほかの放送会社が使っていたのがやめてしまったということでR a d i o N E Oになったというふうに聞いておりますけれども、このように非常に長続きせず終わってしまったということで、今般のこれ以上続けられないという申出はいつ頃なされたのかということと、今後このような事象を踏まえまして、免許再審査に当たって何か審査を強化するとか御方針に変更はありますでしょうか。

○井幡地上放送課長 ありがとうございます。放送継続が難しくなってきたというのは、昨年から断続的に東海総合通信局を經由して私どもにも御相談がありました。私どもとしては、本当に放送継続が困難なのか慎重にお話を伺いながら御相談に乗ってきた経緯があります。

今般の2局の放送終了を踏まえた今後の対応について、まだ具体的な結論は出ておりませんが、今後こういったことが起こらないように、なかなか難しいかもしれませんが、慎重な審査を行っていかねばならないと考えているところです。

○兼松代理 ありがとうございます。ちなみにですけれども、このように免許の途中でやめてしまうという例は今までもございましたでしょうか。

○井幡地上放送課長 先ほど御指摘いただいたとおり、このR a d i o N E Oの前に、名古屋を中心に外国語放送を行ってございました愛知国際放送の事例がございます。

○兼松代理 ありがとうございます。そうしますと、過去においてはその例だけということがございますね。

○井幡地上放送課長 はい、御指摘のとおりです。

○兼松代理 了解しました。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○日比野委員 それでは、1つ質問させていただけますか。先ほど来、FM放送の周波数が非常に逼迫しているということでした。今回残念ながら経営の維持が難しいということでギブアップされるわけですが、この周波数というのはすぐ別の事業者が取りにくると、そういう状況なんでしょうか。

○井幡地上放送課長 FMラジオ放送は基幹放送であり、次どなたかが周波数を使うためには、当然公募を行う必要があります。今直ちにとは考えておりませんが、タイミングを見て、できるだけ速やかにと考えております。

○日比野委員 当然のように、すぐというか、しかるべき手続は踏んでですけども、埋まっていくということなんですね。そういう理解でよろしいでしょうか。

○井幡地上放送課長 公募の時期については今の段階では申し上げられませんが、愛知国際放送の例ですと、愛知国際放送が免許期間中に放送を終了した後、次の再免許時に合わせて公募を行った経緯があります。

○日比野委員 分かりました。ありがとうございます。

○吉田会長 長田委員からはいかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。先ほど別にかかっていたほうでも、FM放送局大変なんだというのはやはり、電波が逼迫しているのと同時にやはり民間放送局としての苦労はいろいろおありだと思いますけれども、リスナーからすれば、そうやって一生懸命聴いていた局がなくなるってとても残念なことなので、今後総務省としても地方のFM局の状況等目配りしながら、それが続けていかれるようにいろいろ御配慮いただければいいなと思いました。

以上です。

○吉田会長 ありがとうございます。総務省から何かございますでしょうか。

○井幡地上放送課長 ありがとうございます。御指摘の点を踏まえて、今後行政に当たってまいりたいと思います。

○吉田会長 吉田のほうからも少し確認させてください。まず、事情があるにせよ、こういった2つの放送局が放送を終了されるということは大変残念に存じます。

それで、手続的なことといたしまして、いずれの放送局も約3か月前の3月31日にアナウンスをされて、ほぼ3か月後の6月30日をもって終了されるとお伺いしましたが、このように放送を終了する場合は大体3か月ぐらい前にアナウンスすればよいというようなことは何か決まっているのでしょうかという点が1点目です。

それと、このアナウンスをした後、リスナーの方から何かクレームというか、やめてほしくないといった意見等々、何か要望のようなものが寄せられたんでしょうか。もし総務省のほうで把握されておりましたら、お伺いできればと存じます。

○井幡地上放送課長 ありがとうございます。3か月前という期間は、制度的に定められているものではありません。ただ、私どもといたしましては、やはり聴いていただいていたリスナーの方がいらっしゃいますので、十分な期間をもって周知を行うことをお願いしております。そうした中で、3か月の周知期間が適当ということで、事業者自身の御判断もあり、3か月前に告知をされたということです。

また、今回この2事業者が放送を終了することに関するリスナーの方からの御要望、御意見ですが、総務省に直接という形ではありませんが、やはり惜しむ声があるとは伺っております。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

委員の先生方からほかに何か追加で御質問等ございますでしょうか。よろし

いでしょうか。

特にないようでしたら、本報告事項につきましては、これで終了したいと存じます。どうもありがとうございました。

○井幡地上放送課長 ありがとうございました。

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書は、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回の開催日時は、7月10日金曜日の16時、午後4時からを予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。